

議案第二十号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和

二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中

「世帯主 三〇〇〇円
非世帯主 二〇〇〇円」を、

「世帯主 五〇〇〇円
非世帯主 三〇〇〇円」に改める。

第七条中

「一箇月につき 二〇〇円」を、
「一箇月につき 五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。